

環境格付融資に 取り組むための手引き

平成 25 年 6 月

目次

1. はじめに.....	1
(1) 環境と金融の関わり.....	1
(2) 企業を取り巻く状況と環境のグリーン化に向けて.....	1
(3) 環境格付融資の意義.....	2
2. 本手引きの位置づけ.....	3
3. 環境格付融資とは.....	4
(1) 環境格付融資の概要と経緯.....	4
(2) 環境格付融資で評価する環境経営とは.....	4
(3) 質問票の作成に向けた3つのステップ.....	5
4. 評価項目について.....	6
(1) 環境格付融資に係る利子補給事業（環境省）における評価項目.....	6
(2) 金融機関における評価項目の検討ポイント.....	7
5. 質問の具体化と評価基準・配点の設定について.....	10
(1) 質問の具体化に当たってのポイントと例.....	10
(2) 評価基準・配点の設定について.....	12
6. 質問票の作成について.....	14
(1) 質問票への整理について.....	14
(2) 裾切の設定、中堅・中小企業に対する配慮の工夫について.....	14
7. 環境マネジメントシステムと環境格付融資について.....	15
(1) 環境マネジメントシステムとは.....	15
(2) エコアクション21とは.....	16
(3) 要求事項と推奨事項.....	17
(4) エコアクション21と環境格付融資との関連性.....	18
(参考資料) 質問票のイメージ.....	19

1. はじめに

(1) 環境と金融の関わり

私たちの社会では、あらゆる経済活動はお金を媒介として行われています。お金の流れが社会の仕組みに与える影響は大きく、したがって、社会の仕組みを持続可能なものに変えていくには、お金の流れを持続可能な社会に適合したものに変わっていくことが重要です。それは、お金の流れを作り出す金融にとって、社会に対する責任でもあります。環境に配慮した金融（環境金融）に求められる具体的な役割は、主に、①環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資（省エネ・新エネ設備導入のための融資、環境ベンチャー企業への投融資等）、②企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資（環境格付融資、SRI（社会的責任投資）等）であると考えられます。

こうした環境金融の重要性は広く認知されるようになり、平成23年10月には、我が国金融機関の自主的な取組として、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」が策定されました。平成25年6月現在、地域金融機関も含めて187の金融機関等が署名を行っており、各金融機関等において環境に配慮した投融資等に関する様々な活動が行われています。

(2) 企業を取り巻く状況と経済のグリーン化に向けて

一方、企業を取り巻く環境問題は、ますます深刻化しています。希少金属や電力などの資源・エネルギー問題は、経済的な側面のみならず、環境にも関連した企業経営の重要な課題となっています。さらに、化学物質管理、違法伐採、紛争鉱物などといった新たな環境関連の規制や国際的な枠組みができ、グローバル企業を始めとする大企業から中堅・中小企業に至るまで、それらに対応していく必要性が生じています。その中で、企業による自主的な環境配慮等の取組は、持続可能な社会の構築へ向けた大きな牽引力として、その役割がますます重要となっています。環境負荷の抜本的な低減には、事業者の自主的な取組による新技術の開発や環境配慮型製品・サービスの普及が不可欠です。また、その取組範囲の拡大は、事業活動に伴う直接的な環境負荷の低減だけでなく、グリーン調達の推進や環境配慮製品・サービスの提供を通じて、社会全体における環境負荷の低減にも寄与しています。

こうした経済のグリーン化を進めるためには、環境と経済が好循環する社会基盤を円滑に機能させることが重要です。そのひとつとして、①企業が環境経営を実践し、②その環境情報を適切に開示することにより、③それを基に多くの経済主体が企業の環境配慮行動を合理的に評価し、④その結果、消費者や金融機関等が実際の経済行動に移すことによって環境経営を積極的に実施した企業に経済的な便益がもたらされる、といった社会的仕組みを構築することが不可欠です。

図1 経済のグリーン化を実現する仕組み



(3) 環境格付融資の意義

経済のグリーン化の実現に向けては、金融機関における「企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す」という役割が、重要な位置を占めています。その有力なツールの一つが、融資先企業の活動を環境面から評価し、その評価結果によって融資の条件等を決定する「環境格付融資」であると言えます。環境格付融資は、融資判断の時点（フィルタリング）だけでなく、その後の行動を継続的に評価・支援するモニタリング、コンサルティング機能を併せ持っています。すなわち、融資先の企業が本業と一体となって生産性向上という形で実践している環境対策を抽出して評価し、企業に対し環境対策への「気づき」を与え、これを継続的にフォローすることで不断の改善に向けた「動機付け」を行うことにつながります。とりわけ地域の中小企業を主な融資先とする地域金融機関は、このような役割を積極的に果たし、融資先の企業の環境経営力向上につなげていくことが期待されます。

今後、本手引きを参考にして多くの金融機関が環境格付融資を実施し、企業の環境経営、環境産業を後押しする地域社会の担い手として、その機能を存分に発揮していくことが期待されます。

2. 本手引きの位置づけ

環境格付融資は、金融機関が企業の環境経営等を後押し、環境に配慮された持続可能な社会を形成するという役割を果たしていくために、重要なツールの一つです。

一方で、地域金融機関等では環境格付融資に取り組むだけの十分なリソースを割けない、環境格付融資のやり方がわからない、社内における理解が十分ではないなど、環境格付融資の裾野拡大に向けては、多くの課題が存在していると考えられます。実際、金融機関において、環境格付融資制度を新たに行内で構築する際には、企業における環境経営の評価の仕方や手順、評価結果に応じた融資条件の設定方法、確認すべき証憑類の整理、インタビューの実施方法、行内の意思決定プロセスと体制の整備等、様々な準備が必要となります。

その中でも、環境格付融資を実施するためには、その第一歩として、「質問票」の作成が欠かせません。質問票は、融資先の企業における環境経営を、どのような観点から評価・評点化し、環境経営全体のパフォーマンスを測るかという、環境格付融資のキーになる要素の一つと言えます。

本手引きでは、環境格付融資を導入しようとする金融機関の担当者を対象として、制度の構築に向けた第一歩となる質問票の作成に焦点を当て、どのように質問票を作成していけば良いか、その基本的な考え方を解説することで、環境格付融資制度の導入促進に向けた一助となることを目的としています。

また、本手引きの中で例示している質問項目等は、環境経営に積極的な中小企業に環境格付融資を行う際に参考となるように、中小企業向けの環境マネジメントシステムである[エコアクション21](#)¹と整合を図るよう努めています。そのため、例えば、エコアクション21の認証を取得している企業に対して環境格付融資を行う際には、認証取得時に審査済みの項目について、その確認（質問）を一定程度簡素化して行うことが可能と考えられます。

ただし、環境格付融資の望ましい姿は、単に企業に対する環境格付の付与を行うことではなく、金融機関のモニタリングやコンサルティング機能を活かし、企業の環境経営の向上に貢献することです。したがって、評価項目や質問、評価基準の設定、配点の重みづけ等は、地域特性や業種等に応じて作成するなど、金融機関における創意工夫によって環境格付融資を構築することが望まれます。

¹ <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

3. 環境格付融資とは

(1) 環境格付融資の概要と経緯

環境格付融資とは、金融機関が融資に当たって、融資先の企業の環境配慮活動を適切に評価し、その評価を考慮に入れて、金利の段階的変更など融資の条件等を設定したり、融資の実行を判断したりすることを言います。

環境格付融資は、2004年に日本政策投資銀行が、「環境格付」（環境に配慮した経営の評価）と格付に応じた「優遇金利融資」を世界で初めて実施したことが契機となっています。日本政策投資銀行では、UNEP FI（国連環境計画金融イニシアティブ）や環境省との情報交換を踏まえ、120の質問から成るスクリーニングシートを開発し、企業とのインタビューを通じた格付評価を行い、優遇金利の水準を設定しています。この取組がきっかけとなり、地域金融機関やメガバンクなどの金融機関が環境格付融資の取扱いを開始してきました。環境省としても、2007年に環境格付融資に係る利子補給事業を立ち上げ、その後も事業を継続しながら、環境格付融資の促進に向けて取組を進めてきました。現在では、多数の金融機関が環境格付融資に取り組んでおり、取組の一定の浸透が見られます。

また、環境格付融資は、環境金融、環境経営等の促進に資するという社会的な意義のみならず、格付先の事業者においても、具体的なメリットをもたらします。例えば、①高評価の格付を得ることによる金利コストの削減、②新聞報道や環境報告書への記載など対外的なIR効果、③環境に関する取組の社員への周知等が挙げられます。また、金融機関にとっても、商品ラインナップへの追加による収益機会の拡大、インタビューを通じた非公表情報の取り込み、本業を通じてのCSR対策等、環境格付に取り組むメリットが考えられます。

(2) 環境格付融資で評価する環境経営とは

環境格付融資を始めるためには、まず、その対象である環境経営を理解する必要があります。環境経営とは、事業活動に伴って直接的または間接的に発生する環境への影響や関連する経済・社会的影響を削減・管理するために、事業者がバリューチェーン全体を視野に入れて行う取組を総称したものと定義づけることができます。また、近年、環境問題が世界的に深刻化するにつれ、事業活動のリスクと収益獲得の機会に密接に関わることから、環境経営を事業活動に一体的に組み込んで戦略的に展開する傾向が強くなっています。例えば、気候変動や資源制約のような重要な環境課題は、事業活動にとってリスク要因となるだけでなく、その課題に対応する環境配慮型製品・サービス市場の出現によって、機会要因ともなります。

環境経営の発展の移行ステップを時間軸・範囲・戦略性でモデル化すれば、以下のようになります。金融機関においては、地域性等も考慮しつつ、環境経営の展開レベ

ルに応じた適切な評価を行うとともに、環境格付融資のモニタリング、コンサルティング機能によって、融資先の企業がより上位のレベルとなるように後押ししていくことが望まれます。

表1 環境経営の発展の移行ステップ

レベル	I	II	III
類型	外部の要請等、事業上の必須事項を実施	短期かつ限定された範囲で重点的に実施	中長期的かつ広い範囲で戦略的に実施
内容例	水・大気、化学物質など法令遵守や取引先要請等により、自社の狭い範囲で環境配慮行動を実施	省エネ・省資源・廃棄物削減など短期的の効果を得やすい環境配慮行動を事業活動内に限定して実施	中長期的かつバリューチェーン全体にて重要な課題を特定し、経営戦略に組み込み、かつ取引先とも協力して実施

(3) 質問票の作成に向けた3つのステップ

環境格付融資の実施に当たっては、まず、金融機関において質問票を作成することが具体的な取組の第一歩となります。その検討に当たっては、①評価項目の設定、②質問の具体化と評価基準・配点の設定、③質問票の作成、といった3つのステップで進めていくと、スムーズに具体化していくことが可能と考えられます。

次項からは、上記のステップごとに、基本的な考え方を解説していきます。なお、本手引きでは、環境省の環境格付融資に係る利子補給事業における評価項目を一つの例として取り上げていますが、環境格付融資は、金融機関により多様なあり方が許容されるものであり、よって、本手引きに記載している評価項目や質問等を、模範例としているものではありません。

4. 評価項目について

環境格付制度の構築に向け、質問票を作成するためには、まず、どのような観点から企業における環境経営を評価していくか、環境経営の評価項目を設定する必要があります。

(1) 環境格付融資に係る利子補給事業（環境省）における評価項目

例えば、環境省の環境格付融資に係る利子補給事業では、金融機関に対し、企業における環境経営を「経営全般」、「事業関連」及び「環境パフォーマンス」の大きく3つの事項から評価することを求めています。経営全般事項とは環境経営が組織全体に共有されているかを問うもの、事業関連事項とはその企業のバリューチェーン全般にわたる環境対策を問うもの、環境パフォーマンス事項とはその企業の環境負荷に対する対策の実績を定量評価を中心として問うものです。さらに、各事項については、小項目に細分化され、企業における環境経営を、定性面・定量面から多角的に捉えることを求めています。

なお、事業関連事項や環境パフォーマンス事項については、業種間（製造業と非製造業、素材型製造業と加工組立型製造業等）における公平性を確保する趣旨から、小項目の一部について、項目の変更（削除を含む。）を認めています。

表2 小項目とその概要

評価事項	概要	
	小項目	
経営全般事項		
	①コーポレートガバナンス	環境問題に対するトップマネジメントによる責任体制の確立と、組織における環境配慮の取組（環境マネジメントシステムの取組状況等）について、体制の整備状況を把握し、評価を行うもの。
	②コンプライアンス	組織における環境法令を遵守するための体制や遵守状況等について、体制の整備状況等を把握し、評価を行うもの。
	③リスクマネジメント	組織における環境面でのリスクマネジメント体制やリスクへの対応状況等について、体制の整備状況等を把握し、評価を行うもの。
	④パートナーシップ	組織における環境面での社会貢献活動や環境コミュニケーション、NGO・NPO等とのパートナーシップの状況等について、評価を行うもの。
	⑤従業員への環境教育	組織における従業員への環境教育の体制や状況について、体制の整備状況等を把握し、評価を行うもの。
	⑥情報開示	環境報告書の発行など、組織における環境情報（不利益情報を含む）開示の体制や状況について、体制の整備状況等を把握し、評価を行うもの。

表2 小項目とその概要（続き）

評価 事項	概要	
	小項目	
事業関連事項		
	①設備投資	環境関連の設備投資費用や設備導入の際の環境配慮等、設備投資における環境配慮の状況等について、評価を行うもの。
	②製品・サービス	自社が供給する製品・サービスにおける環境配慮の状況（ライフサイクルアセスメントの実施や環境に配慮した製品やサービスを積極的に提供すること等）について、評価を行うもの。
	③サプライチェーン における環境配慮	取引先に環境配慮を促す取組状況や、グリーン購入への取組状況、物流にかかわる環境負荷削減等、サプライチェーンにおける環境配慮の状況等について、評価を行うもの。
	④リサイクル対策	組織におけるリサイクルやリユースの体制状況等について、把握し、評価を行うもの。
環境パフォーマンス事項		
	①地球温暖化対策	温室効果ガス排出量や総エネルギー投入量等の環境パフォーマンスデータの把握状況及びその低減対策について、評価を行うもの。
	②資源有効利用対策	総物質投入量・廃棄物等総排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況及びその低減対策について、評価を行うもの。
	③水資源対策	水資源投入量・総水量等の環境パフォーマンスデータの把握状況及びその低減対策について、評価を行うもの。
	④大気汚染対策	大気汚染物質の排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況及びその低減対策について、評価を行うもの。
	⑤化学物質対策	化学物質の排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況及びその低減対策について、評価を行うもの。
	⑥生物多様性対策	事業活動における生物多様性への依存状況、影響の把握状況及びその低減対策について、評価を行うもの。

（2）金融機関における評価項目の検討ポイント

前述した3つの評価事項及び小項目は、一つの例に過ぎず、既に環境格付融資制度を構築している金融機関においては、多様な評価項目を設定しています。また、設定した評価項目について、外部の有識者を交えた委員会等を定期的に開催し、その後の社会状況や環境問題の変化に応じて、環境格付融資制度全般を含めた継続的な見直し・改善を図っている金融機関もあります。

このように環境格付融資は、金融機関の創意工夫により多様なあり方が許容されるものではありませんが、その評価の対象となる環境経営は、前述したとおり、事業戦略との一体化等、環境問題や社会の状況とともに常に変化をしています。例えば、環境省「[環境報告ガイドライン（2012年版）](#)」²では、今後の環境経営の方向性として、図2に掲げる5つを重要事項とし、加えて、これらを継続的かつ確実に実践していくための「組織体制とガバナンス」の構築が必要であるとしています。また、そのような

² <http://www.env.go.jp/policy/report/h24-01/>

考え方のもと、同ガイドラインにおいては、環境報告の記載事項を整理しており、例えば、その記載事項と環境格付融資の評価項目との整合を図ることで、高いレベルの環境経営を目指す企業の取組を適切に評価したり、環境報告書等を環境格付融資のエビデンスとしてより有効に活用する、といった方法も考えられます。

金融機関においては、これらの観点も参考とし、企業の環境経営を適切に評価できるような評価項目を検討することが望まれます。

図2 環境経営の重要事項（環境省「環境報告ガイドライン」から抜粋）

① 経営責任者のリーダーシップ

事業者が解決困難な様々な社会変化と対峙し、同時に自らの持続可能な成長を遂げるためには、経営責任者のリーダーシップが一層不可欠となります。環境配慮経営には期間の異なる組織的課題が多く含まれ、中長期に渡る全社的かつ抜本的な取組を必要とします。そのため、経営責任者には将来に渡る社会変化への対応と自社の社会的責任への認識を反映した明確な経営ビジョンを全社で共有し、強いリーダーシップによって環境配慮経営に取り組むことが求められます。

② 環境と経営の戦略的統合

持続可能な社会への移行が進めば、持続可能な消費と生産が市場の基調となります。企業がそうした事業環境で持続的に成長しようとするれば、事業活動そのものを環境配慮志向へ変容させる必要があり、その結果、環境配慮的な原材料調達や環境配慮型製品・サービスの市場供給等によって、社会全体の環境負荷低減に貢献することが可能になります。そのためには、事業戦略に環境配慮の考え方を組み込んで、経営活動と環境配慮行動を戦略的に統合した環境配慮経営を遂行していくことが必要になります。

③ ステークホルダーへの対応

事業が安定的に営まれるためには、事業者を取り巻くステークホルダーへの期待に的確に応える必要がありますが、今後は事業者を取り巻く経営環境の変化がより複雑化して、事業に影響する課題を特定することが困難になる状況が想定されます。そのため、事業者は特定のステークホルダーの意見や要請に偏重し過ぎることなく、様々なステークホルダーからの要請を真摯に理解するように努め、何が重要な課題であるかを的確に判断し、誠実に対応していくことで、その要請を経営に活かしていくことが必要です。

④ バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避

社会からの監視の強化、拡大生産者責任の増大、化学物質などの規制強化などに伴い、原材料の採掘から製品の廃棄に至るまでライフサイクルのすべての段階で、資源

消費と環境負荷の実態を把握し、それらを一元的に削減管理することが重要となります。また、特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させないことにも配慮が必要です。このような課題に的確に対応し、リスク回避と収益獲得を実現していくためには、バリューチェーン全体を視野に入れ、かつ総合的に全体最適となるような方法で環境配慮経営を実践することが不可欠です。

⑤ 持続可能な資源・エネルギー利用

世界的な人口増加や経済成長に伴って増大する環境制約・資源制約は、事業者の持続可能性にとって深刻なリスク要因にもなる可能性があります。また、社会全体としても、経済成長が資源・エネルギー利用と環境負荷の増大に結びつかないようにすることが、持続可能な社会に向けて大きな課題になっています。そのため、事業者は事業活動において、自然資源の持続可能な利用と、より少ない資源の利用と消費で多くの付加価値を生み出す、いわゆる資源生産性の向上に抜本的に取り組み、持続可能な成長を目指していく必要があります。

図3 (参考) 利子補給事業の評価項目と環境報告ガイドラインの記載事項との対比

利子補給事業	環境省「環境報告ガイドライン(2012版)」(目次より一部抜粋)	
経営全般事項	環境報告の基本的事項	49頁
	経営責任者の緒言	
	環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況	60頁 ～
	環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等	
	環境配慮の方針	
	重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	
	組織体制及びガバナンスの状況	
	環境配慮経営の組織体制等	
	環境リスクマネジメント体制	
	環境に関する規制等の遵守状況	
事業関連事項	ステークホルダーへの対応状況	72頁 ～
	ステークホルダーへの対応	
	環境に関する社会貢献活動等	
	バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況	
	バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等	
	グリーン購入・調達	
	環境負荷低減に資する製品・サービス等	
	環境関連の新技术・研究開発	
環境パフォーマンス事項	環境に配慮した輸送	84頁 ～
	環境に配慮した資源・不動産開発／投資等	
	環境に配慮した廃棄物処理／リサイクル	
	環境報告の基本的事項	
	マテリアルバランス	
	事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況	
	資源・エネルギーの投入状況	
	総エネルギー投入量及びその低減対策	
	総物質投入量及びその低減対策	
	水資源投入量及びその低減対策	
	資源等の循環的利用状況(事業エリア内)	
	生産物・環境負荷の出排等状況	
総製品生産量又は商販売等		
温室効果ガスの排出量及びその低減対策		
総排水量及びその低減対策		
大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策		
化学物質の排出量、移動及びその低減対策		
廃棄物等総排出量、最終処分及びその低減対策		
有害物質等の漏出量及びその防止対策		
生物多様性の保全と資源持続可能な利用状況		

5. 質問の具体化と評価基準・配点の設定について

評価項目の設定を行った後は、次のステップとして、どのような質問によって、企業の環境経営の体制整備状況や実施状況等を把握するか、評価項目ごとに質問を具体化し、評価基準・配点を設定することが必要です。

(1) 質問の具体化に当たってのポイントと例

評価手法がある程度確立され、実績の蓄積がある財務評価に比べ、環境面の評価手法は、まだ発展途上にあると言えます。よって、環境に関する評価の視点は、地域性やそのときの社会状況等によっても左右され、また、○×のように明確な評価を下しにくく主観に影響されやすい取組もあります。質問を検討する際は、できるだけ客観性、公平性を保てるよう配慮をすることが必要です。

一方で、環境格付融資における金融機関のモニタリング、コンサルティング機能に着目すると、例えば、具体的な取組事例の例示や環境問題の最新動向を反映した設問を用意することで、企業にとって、調査票に回答すること自体が「気づき」を生むような工夫をすることも重要です。

加えて、短時間のヒアリングで適切な評価を実施するためには、専門的な用語を避けたり、用語の定義を明確にするなど、格付の対象企業において、質問の内容が理解されやすいような配慮も求められます。

上記の点を考慮しつつ、質問の具体化を進めてください。なお、図4に、主な質問の例を示しますが、質問の具体化に当たっては、業種や地域等の特性、金融機関において重視したいポイント等を考慮した創意工夫が望まれます。

図4 主な質問の例

(1) 環境全般

①コーポレートガバナンス

- ・環境配慮に取り組む企業としての基本姿勢を明文化し、公表しているか。
- ・企業活動に係る環境側面への目標・計画を中長期的及び年度毎に設定し、その達成度を評価し、継続的改善を図っていく体制があるか。

②コンプライアンス

- ・全役職員に法令遵守を徹底させる公開された方針があるか。
- ・全役職員に法令遵守を周知させる取組を行っているか。

③リスクマネジメント

- ・環境問題につながる事故発生などを未然に防止するための組織、社内体制が整備されているか。
- ・環境問題につながる事故発生などに際して迅速な対応を行うための体制が整備されているか。

④パートナーシップ

- ・組織として、環境団体への加入、環境活動への資金提供等の社会貢献活動や、自然保護活動、環境保全活動への自主的取組等を継続的（概ね2年以上）に行っているか。
- ・環境問題について、利害関係者との対話を行う制度や具体的な事業があるか。

⑤従業員への環境教育

- ・階層別、職能別、サイト別の環境教育が継続的（概ね2年以上）に実施されているか。
- ・従業員のための安全な職場環境の確保を図る全社的な方針と目標があるか。

⑥情報開示

- ・積極的な情報開示を行うことを定めた社内自主基準があり、不利益な情報も含めて開示されているか。

(2) 事業関連

①設備投資

- ・事業立地の選定、施設の建設、設備の導入やそれらの運用等に関して、環境保全、環境負荷の低減等に配慮する方針があり、公開されているか。

②製品・サービス

- ・環境に配慮した製品やサービスを開発する方針があるか、
- ・環境に配慮した製品やサービスの範囲を拡大したり対売上高比率を上昇させる具体的な計画や数値目標、指針等があるか。

③サプライチェーンにおける環境配慮について

- ・仕入れ先や販売先などサプライチェーン全体に亘り、環境面に配慮した取引を推進す

る方針があるか。

- ・仕入れ先や販売先、業務委託先などの環境配慮を促すための具体的な制度や取組があるか。

④リサイクル対策

- ・リサイクル対応設計を推進する方針があり、設計部門への情報のフィードバックが行われているか。
- ・使用済み製品・包装材の回収率を増加させる自主方針があり、3期前との比較において回収率が上昇しているか。

(3) 環境パフォーマンス

業種の特性に配慮しながら、以下の項目について、総排出量、原単位及び、環境効率性（原則として付加価値額との比較）を過去との改善度で評価（定量評価中心）。

①地球温暖化対策：総エネルギー投入量、温室効果ガス排出量

②資源有効利用促進：廃棄物・副産物等の発生量、最終処分量

③水資源対策：水資源投入量・排水量

④化学物質管理：化学物質排出量・移動量

⑤その他の環境負荷対策：大気汚染防止、水質汚濁防止、騒音、振動

(2) 評価基準・配点の設定について

質問の具体化に続いては、具体化した質問ごとに、どのような基準で評価を行い、評点化するかを検討していきます。

評価基準としては、その質問の性質に応じて、YES/NOにより評価できるもの（図5）や、実施の程度を場合分けし評価するもの（図6）、環境パフォーマンス事項のように過去との比較による改善度を定量化し評価するもの（図7）、また、グループ企業等を対象にその展開の程度を場合分けし評価するもの（図8）などが考えられます。

このように、各質問に応じて、どのような基準の立て方があるかを検討し、配点を設定していきますが、その際、配点基準の定義が明確であるか、定量評価をするものについてはその計算方法が適切であるか等について、事前に確認・検討をしておく必要があります。

また、評価基準の立て方や配点の重みづけは柔軟な設定が可能であり、業種や地域等の特性、金融機関において重視したいポイントを考慮した創意工夫が求められます。

図5 評価基準・配点の例（1）

質問	評価の基準		
	配点		
環境目標(単年度及び中長期)及び環境活動計画(具体的な手段や日程)を策定しているか。	策定している	/	策定していない
	1		0

図6 評価基準・配点の例（2）

質問	評価の基準		
	配点		
製品やサービスの開発に当たり、ライフサイクルアセスメント(LCA)を実施しているか。	主力製品・サービスについて実施	一部の製品・サービスについて実施	実施していない
	2	1	0

図7 評価基準・配点の例（3）

質問	評価の基準		
	配点		
二酸化炭素排出量の推移	減少	横ばい	増加
	2	1	0

図8 評価基準・配点の例（4）

質問	評価の基準		
	配点		
環境マネジメントシステムを国内連結子会社にも展開しているか。	8割以上に展開	5割～8割に展開	5割未満に展開
	2	1	0

6. 質問票の作成について

最後のステップは、これまで検討してきた評価項目、質問、評価基準、配点を整理・フォーマット化し、全体としてのバランスや重みづけ等について確認を行うことです。併せて、裾切の設定や中堅・中小企業に対する配慮について、検討します。

(1) 質問票への整理について

これまで検討してきた評価項目等を整理し、フォーマット化します。その際、格付対象の業種や地域等の特性に応じた適切な評価項目や質問を設定しているか、金融機関において重視したいポイントや環境問題の状況等を勘案し、適切な配点となっているかなど、全体としてのバランスや重みづけ等について、再度見直す必要があります。

参考として、巻末に質問票の例を掲載していますが、あくまでも一例であり、金融機関における創意工夫により、質問票を作成することが望まれます。

(2) 裾切の設定、中堅・中小企業に対する配慮の工夫について

評価項目のうちいずれかの評価が著しく低いにも関わらず、一定の格付を付与することは、構築した環境格付融資自体の信頼性を損ねる結果にも繋がりがねません。そこで、先行する環境格付制度の中には、最低限満たすべき得点水準を設けているものもあります。

また、中堅・中小企業に対し環境格付融資を実施する際、その企業が、今後、環境経営の取組の推進や強化を目指していても、現状の取組状況では良い評価を付けにくい場面も想定されます。企業の地道な努力や意欲を評価し、企業の代弁者として、これをマーケットに伝えるということも、環境格付の重要な役割の一つであると考えられます。このような観点から、環境経営に積極的な中堅・中小企業においても、環境格付融資の活用を進めるためには、例えば「二酸化炭素排出量を△年間で□年度実績比○%削減」といった今後の改善を誓約してもらうことを条件に、各質問項目に紐づく得点とは別に、一定の加点を行うといった工夫の仕方も考えられます。

7. 環境マネジメントシステムと環境格付融資について

企業が環境経営に取り組むに当たり、有効なツールとして、「環境マネジメントシステム」やその認証制度があり、認証を取得した企業は、環境経営に関し、一定以上の水準を満たしていると考えられます。よって、企業の環境経営を評価する環境格付融資においても、格付の評価項目や質問と、環境マネジメントシステムの認証時に審査・要求される事項との関連性を捉えることで、一定程度、環境格付融資にかかる負担を軽くすることができると考えられます。

以下では、まず、環境マネジメントシステムについて概要を紹介し、一例として、その認証制度の一つであるエコアクション 21 を取り上げ、環境格付融資との関連について解説します。

(1) 環境マネジメントシステムとは

事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境への取組を実施するために、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認及び評価し、改善していくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境経営（環境マネジメント）システム」（EMS－Environmental Management System）といいます。

環境経営（環境マネジメント）システムは、事業活動に伴い発生する環境への負荷（資源・エネルギー使用量、廃棄物排出量等）を減らすとともに、環境に配慮した製品やサービスを提供する等の環境への取組を行うために、事業者が、

- ①自主的に環境への取組方針と目標等を定め（**計画＝P : Plan**）
- ②その目標を達成するための組織体制を整備して必要な取組を行い、（**実施＝D : Do**）
- ③システムの運用状況や目標の達成状況を把握・評価し、（**確認・評価＝C : Check**）
- ④改善し、定期的にシステムを見直していく（**見直し＝A : Action**）

という PDCA サイクルを基本とし、これによって環境経営システムと環境への取組の継続的改善を図っていくことを目的としています。



(2) エコアクション21とは

[エコアクション21ガイドライン](#)³に基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度がエコアクション21の「認証・登録制度」です。

エコアクション21には、次のような特徴があります。

▶ 中小事業者等でも容易に取り組める環境経営システムです

エコアクション21では、事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、ISO14001規格を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定しています。

▶ 必要な環境への取組を規定しています

エコアクション21では、必ず把握すべき環境負荷の項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量及び化学物質使用量を規定しています。さらに、必ず取り組んでいただく行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水、化学物質使用量の削減（化学物質を取り扱う事業者の場合）、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組を規定しています。

▶ 環境コミュニケーションに取り組みます

エコアクション21では、事業者が自ら環境目標や取組を宣誓し、環境への取組状況等を公表するために、環境活動レポートの作成と公表を必須の要件として規定しています。

▶ 事業者の自主的・積極的な取組を第三者が評価します

エコアクション21ガイドラインで規定している環境経営システム及び環境活動レポートの要求事項を満たす事業者に対し、第三者が一定の評価を与える制度としてエコアクション21の認証・登録制度が実施されています。この制度において認証・登録を受けるためには、事業者は「全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象にエコアクション21に取り組む」ことが必要です。

³ 広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法として環境省が策定したもの。平成23年に一部改訂。

(3) 要求事項と推奨事項

エコアクション 21 は、認証を受けるために必ず適合しなければならない 13 項目の「要求事項」と、可能であれば取り組むことが望ましい「推奨事項」を定めています。

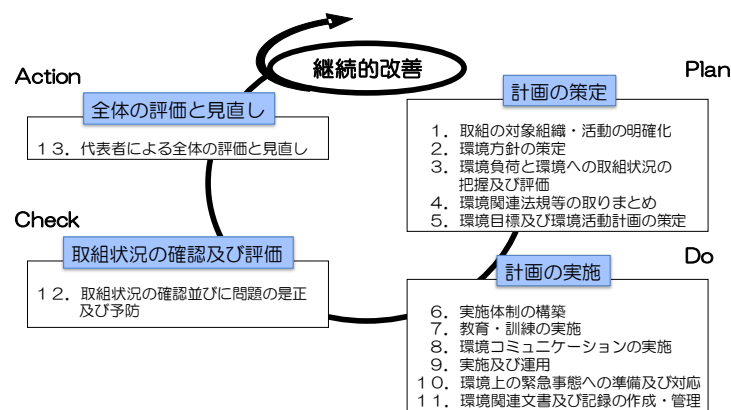


表 3 エコアクション 21 の要求事項 (概要)

項目	内容 (概要)
1. 取組の対象組織・活動の明確化	全組織・全活動を対象とする。
2. 環境方針の策定	経営者が方針を定め、誓約する。
3. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価	環境に大きな影響を与えている環境負荷及び活動を特定する。
4. 環境関連法規等の取りまとめ	法規等の一覧表を作成する。
5. 環境目標及び環境活動計画の策定	具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。
6. 実施体制の構築	環境経営システムの実施体制を構築する。
7. 教育・訓練の実施	必要な教育・訓練を実施する。
8. 環境コミュニケーションの実施	組織内外にて必要なコミュニケーションを実施する。
9. 実施及び運用	必要な取組を実施する。必要に応じて手順等を文書化して、運用する。
10. 環境上の緊急事態への準備及び対応	対応策を定め、訓練を実施する。
11. 環境関連文書及び記録の作成・管理	必要な文書を作成・管理する。また、取組を記録する。
12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防	取組を定期的に確認・評価し、問題を是正・予防する。
13. 代表者による全体の評価と見直し	経営者による定期的な評価・見直しを実施する。

(4) エコアクション21と環境格付融資との関連性

前述の通り、エコアクション21の要求事項は、認証を受けるために必ず適合しなければならない項目であり、環境格付の中で、単純にこれらの有無に関する質問を設けた場合には、インタビュー時にその質問を省略することも可能と考えられます。また、エコアクション21では、環境活動レポートの作成と公表を必須要件としているため、インタビューの前に公表資料等で格付先の企業の取組状況等を確認する段階などにおいても、環境活動レポートを入手・確認することで、エビデンスとして活用することが可能です。これにより、過度にエビデンスの提出を求めることを避け、格付先の企業の負担軽減にも繋がります。

なお、巻末に掲載した質問票のうち、「No.」欄を灰色にしている質問については、エコアクション21の要求事項を、YES/NO形式の質問に単純に置き換えたものです。ただし、これらの質問は、その実施の程度を問う評価基準を設定すること等も可能(図9)であり、工夫の余地があります。

図9 YES/NO形式の場合と程度を問う形式の場合の質問例

	質問	評価の基準 配点		
		設定している		設定していない
YES/NO形式	環境課題に対する目標を設定しているか。	1		0
程度を問う形式	環境課題に対する目標を設定しているか。	中期目標(3~5年)を設定している	短期目標(1年)のみ設定している	0
		1	0.5	0

(参考資料) 質問票のイメージ

本質問票は、概ねエコアクション21の要求事項を単純なYES/NO形式の質問に単純に置き換えたものであり、各金融機関において、業種や地域等の特性に応じ、評価項目や質問の追加・変更などを行うことが望まれます。また、エコアクション21以外のEMS認証を取得している企業等に対して応用する場合は、それぞれの認証の具体的な取得条件を踏まえる等の工夫が必要です。

○ 総括票

会社名:株式会社 △△				
評価項目		設問数	配点	得点
経営全般事項	①コーポレートガバナンス			
	②コンプライアンス			
	③リスクマネジメント			
	④パートナーシップ			
	⑤従業員への環境教育			
	⑥情報開示			
	計			
事業関連事項	①設備投資			
	②製品・サービス			
	③サプライチェーンにおける環境配慮			
	④リサイクル対策			
	計			
パフォーマンス関連事項	①地球温暖化対策			
	②資源有効利用対策			
	③水資源対策			
	④大気汚染対策			
	⑤科学物質対策			
	⑥生物多様性対策			
	計			
裾切		■点未満		
誓約による加点		あり(+●点)		
合計得点				

○ 質問票

(1) 経営全般に関する事項 × × 点

①コーポレートガバナンス

No.	質問	評価の基準		評価	ヒアリング時の確認事項
		配点			
①-1	代表者(経営者)は、取組状況の定期的な評価・見直しを実施し、必要な指示を行っているか。	行っている	/	行っていない	
		1		0	
①-2	実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定めているか。	定めている	/	定めていない	
		1		0	
①-3	環境方針の策定しているか。	策定・誓約している	/	策定・誓約していない	
		1		0	
①-4	環境目標(単年度及び中長期)及び環境活動計画(具体的な手段や日程)の進捗を組織的に把握及び評価しているか。	把握及び評価している	/	把握及び評価していない	
		1		0	
①-5	取組の対象とする組織(主要サイト)及び活動はどの範囲か。	全組織・全活動・全従業員を対象	/	対象としていない	
		2		1	
①計		配点		●	

②コンプライアンス

No.	質問	評価の基準 配点		評価	ヒアリング時の確認事項
②-1	環境関連法規等を遵守しているか。	遵守している		遵守していない	
		1		0	
②-2	環境関連法規等の取り纏めをしているか。	取り纏めをしている		取り纏めをしていない	
		1		0	
②-3	環境関連法規等の遵守状況の定期的な確認・評価を行っているか。	行っている		行っていない	
		1		0	
②計		配点		●	

③リスクマネジメント

No.	質問	評価の基準 配点		評価	ヒアリング時の確認事項
③-1	環境上の事故及び緊急事態への準備(対応策の策定、訓練の実施、非常時における意思決定体制等)をしているか。	準備している		準備していない	
		1		0	
③-2	対応策の有効性の検証・見直しを行っているか。	行っている		行っていない	
		1		0	
③-3	環境関連文書及び記録の作成・管理を行っているか。	行っている		行っていない	
		1		0	
③計		配点		●	

④パートナーシップ

No.	質問	評価の基準 配点		評価	ヒアリング時の確認事項
		行っている	行っていない		
④-1	組織内における環境コミュニケーションの実施を行っているか。	行っている	/		
		1			
④-2	外部からの環境に関する苦情や要望の受付・対応及びその結果の記録を行っているか。	行っている	/		
		1			
④計		配点		●	

⑤従業員への環境教育

No.	質問	評価の基準 配点		評価	ヒアリング時の確認事項
		実施している	実施していない		
⑤-1	環境教育・訓練(業務・役割別)の実施をしているか。	実施している	/		
		1			
⑤計		配点		●	

⑥情報開示

No.	質問	評価の基準		評価	ヒアリング時の確認事項
		配点			
⑥-1	環境活動レポートの定期的(原則毎年度)を作成しているか。	作成している	/	作成していない	
		1		0	
⑥-2	不利益な情報(事故、刑事罰・行政罰等)の開示をしているか。	開示している	/	開示していない	
		1		0	
⑥-3	顕在化していない環境リスク情報を開示しているか。	開示している	/	開示していない	
		1		0	
⑥-4	環境レポートの公表を行っているか。(可能な場合は、ホームページや冊子の作成)	公表している	/	公表していない	
		1		0	
⑥計		配点		●	

(1) 経営全般関連事項得点集計

No.	質問	配点	得点
①	コーポレートガバナンス		
②	コンプライアンス		
③	リスクマネジメント		
④	パートナーシップ		
⑤	従業員への環境教育		
⑥	情報開示		
計			

(2) 事業活動関連事項 ××点

①設備投資

No.	質問	評価の基準			評価	ヒアリング時の確認事項
		配点				
①-1	設備の入替え、更新時及び施設の改修に当たっての環境配慮を行っているか。	行っている	/	行っていない		
		1		0		
①計		配点			●	

②製品・サービス

No.	質問	評価の基準			評価	ヒアリング時の確認事項
		配点				
②-1	環境に配慮した製品及びサービスの開発・設計目標の策定を行っているか。	行っている	/	行っていない		
		1		0		
②-2	環境に配慮した製品及びサービスの生産・販売目標の策定を行っているか。	行っている	/	行っていない		
		1		0		
②-3	製品やサービスの開発に当たり、ライフサイクルアセスメント(LCA)を実施しているか。	主力製品・サービスについて実施	/	一部の製品・サービスについて実施		
		2		1		
②計		配点			●	

③サプライチェーンにおける環境配慮

No.	質問	評価の基準 配点		評価	ヒアリング時の確認事項
		行っている	行っていない		
③-1	グリーン購入に関する目標の策定を行っているか。	行っている	/		
		1			
③-2	グリーン購入に関する実績の確認を行っているか。	行っている	/		
		1			
③計		配点		●	

④リサイクル対策

No.	質問	評価の基準 配点		評価	ヒアリング時の確認事項
		実施している	実施していない		
④-1	組織内部におけるリサイクル・リユースの実施(使い捨て製品の抑制等)しているか。	実施している	/		
		1			
④-2	製品の回収・リサイクルを実施しているか。	実施している	/		
		1			
④計		配点		●	

(2)事業関連事項得点集計

No.	質問	配点	得点
①	設備投資		
②	製品・サービス		
③	サプライチェーンにおける環境配慮		
④	リサイクル対策		
計			

(3) 環境パフォーマンス事項 ××点

①地球温暖化対策:温室効果ガス排出量・総エネルギー投入量等

No.	質問	評価の基準 配点			評価	ヒアリング時の確認事項
		減少	横ばい	増加		
①-1	温室効果ガス排出量	減少	横ばい	増加		
		2	1	0		
①-2	総エネルギー投入量	減少	横ばい	増加		
		2	1	0		
①-3	二酸化炭素排出量の推移	減少	横ばい	増加		
		2	1	0		
①計		配点		●		

②資源有効利用対策:総物質投入量・廃棄物等総排出量等

No.	質問	評価の基準			評価	ヒアリング時の確認事項
		配点				
②-1	総物質投入量/原単位	減少	横ばい	増加		
		2	1	0		
②-2	産業廃棄物発生量	減少	横ばい	増加		
		2	1	0		
②計		配点		●		

③水資源有効利用:水資源投入量・総排水量等

No.	質問	評価の基準			評価	ヒアリング時の確認事項
		配点				
③-1	水資源投入量	減少	横ばい	増加		
		2	1	0		
③-2	総排水量	減少	横ばい	増加		
		2	1	0		
③計		配点		●		

④大気汚染対策

No.	質問	評価の基準 配点		評価	ヒアリング時の確認事項
④-1	大気汚染物質（Nox・Sox等）の排出量の把握しているか。	把握している	/	把握していない	
		1		0	
④-2	大気汚染物質の排出抑制機器を使用しているか。	使用している	/	使用していない	
		1		0	
④計		配点		●	

⑤化学物質対策：化学物質排出量・移動量

No.	質問	評価の基準 配点		評価	ヒアリング時の確認事項
⑤-1	化学物質（PRTR法対象物質）の排出量	把握している	/	把握していない	
		1		0	
⑤-2	VOCの排出量	策定している	/	策定していない	
		1		0	
⑤計		配点		●	

⑥生物多様性対策

No.	質問	評価の基準		評価	ヒアリング時の確認事項
		配点			
⑥-1	事業活動の生物多様性の観点からの見直しを行っているか。	行っている	/	行っていない	
		1		0	
⑥-2	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する具体的な取組を行っているか。	行っている	/	行っていない	
		1		0	
⑥計		配点		●	

(3)環境パフォーマンス事項得点集計

No.	質問	配点	得点
①	地球温暖化対策		
②	資源有効利用対策		
③	水資源対策		
④	大気汚染対策		
⑤	化学物質対策		
⑥	生物多様性対策		
計			

環境格付融資に取り組むための手引き

平成25年6月

環境省総合環境政策局環境経済課
〒100-8975東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-5521-8240 FAX:03-3580-9568